

令和4年1月17日

事業主 各位

沖縄労働局登録教習機関
(一社) 沖縄県労働基準協会
(登録番号第135号、登録有効期間：令和6年3月31日)

労働安全衛生法に基づく 『特定化学物質・四アルキル鉛等作業主任者技能講習』のご案内

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、化学物質のうち、特に、がん、皮膚炎、神経障害などの健康障害を発生させる恐れがある化学物質については、健康障害予防のため特定化学物質等障害予防規則(特化則)が制定されており、労働安全衛生法令(安衛法第14条、安衛法施工令第6条18号、特化則第27条)で「特定化学物質を製造し、また取り扱う作業においては、「特定化学物質・四アルキル鉛等作業主任者技能講習」(一部の作業は「有機溶剤作業主任者技能講習」)を修了した有資格者から特定化学物質等作業主任者を選任しなければならないことが規定されています。

つきましては、下記の日程により標記講習を開催致しますので、この機会に貴事業場の該当労働者が受講されて資格を修得していただきたくご案内申し上げます。

記

1. 日 時： 令和4年11月29日(火) 10:00~17:10
30日(水) 10:00~18:20
2. 講習会場： 宮古建設会館 (下里1199-12)
3. 受講料及： 13,380円(消費税込、テキスト代・交付手数料込、内受講料9,900円)
び定員数 20名(定員に達した場合、キャンセル待ちでのご案内となります)
4. 申込方法： ①当協会所定の受講申込書(ホームページからダウンロード又は各支部窓口にて配布)
及び ②写真1枚(4cm×3cm)
必要書類 ③受講料
上記3点を各支部窓口にて提出・お支払いください。(郵送・振込でも受付可)
※受講者本人を確認する書類(自動車運転免許証、保険証等)もご持参ください。
5. 外国人受講者の受講にあたっての必要提出書類
①言語能力に関する確認書(当協会所定)
②在留カードのコピー
6. 申込期限： 11月15日(火) 16:00まで

※仮予約をされている方は、申込期限までに必要書類の提出、受講料の入金をしてください。
申込期限までに提出・支払いの確認ができなかった場合はキャンセルとさせていただきます。

7. 申込場所：(一社) 沖縄県労働基準協会
宮古支部 電話 (098) 73-1455 宮古島市平良字下里 986-1

8. 振込にて支払を希望される場合 (※振込手数料は、申込者負担となります。)

お振込みにて受講料の支払いをご希望の方は、下記金融機関をご利用下さい。
(上記申込期限までにお願ひします)

振込み金融機関一覧

口座名 一般社団法人 沖縄県労働基準協会

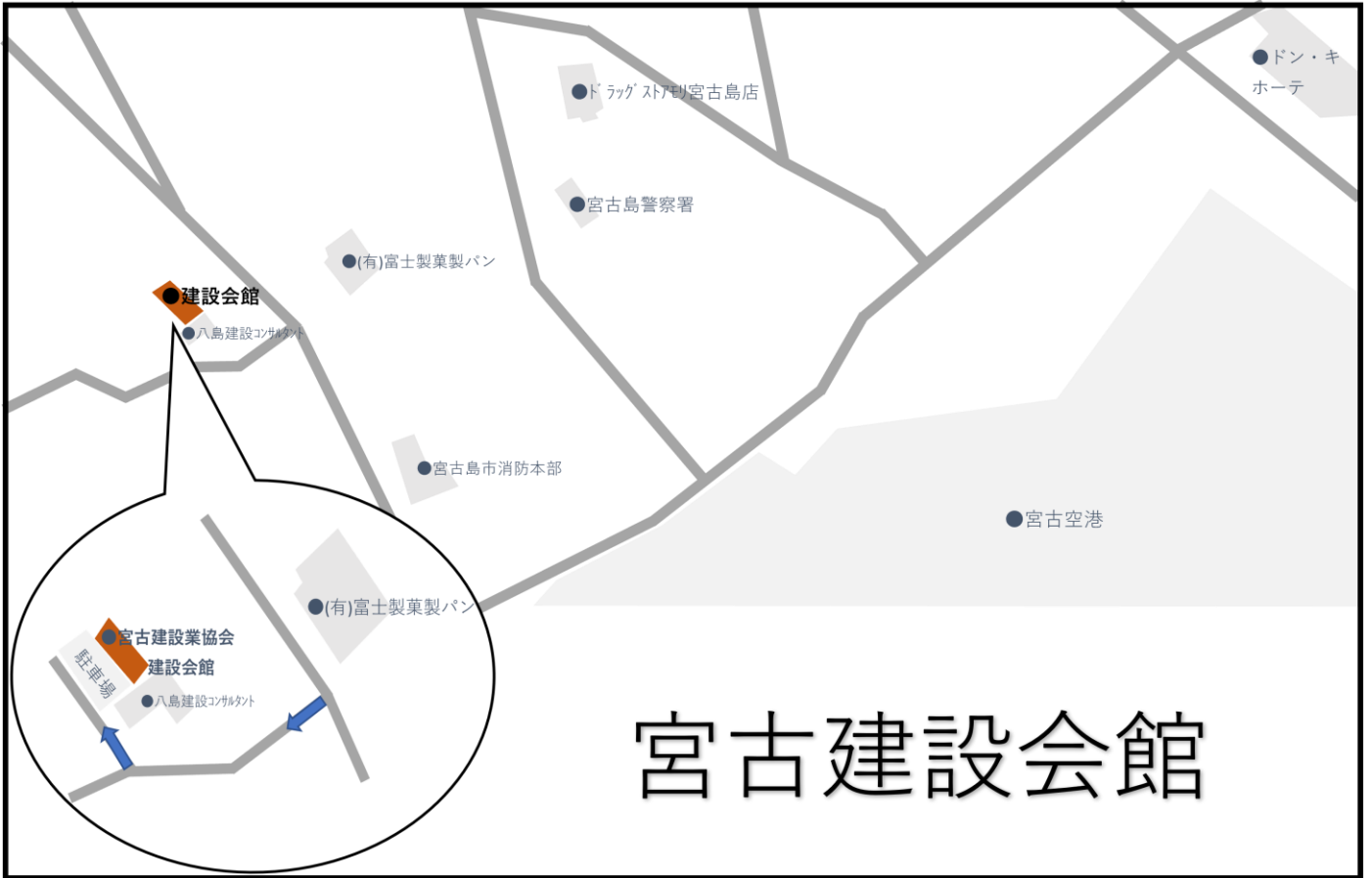
琉球銀行 本店 (普) No.922287
 沖縄銀行 本店 (普) No.2206632
 沖縄海邦銀行 本店 (普) No.782-875
 郵便局 17080-12738811
 沖縄県農業協同組合 (普) 4951

9. その他、注意事項

- ・講習期間中は、毎日出欠確認をします。講習規定により遅刻、早退、欠席をした場合は講習時間不足となり、修了試験の受験も出来ないのをご注意下さい。
- ・一旦納入された受講料は返金できませんのでご了承下さい。
- ・講習中は、携帯電話の電源をOFFにするかマナーモードに切り替えてください。
- ・車は指定された場所へ駐車してください。

特定化学物質・四刈刈鉛等作業主任者技能講習日程表

11月 29日 (火)	9:40 ~ 10:00 (20)		10:00 ~ 11:00	休憩	11:05 ~ 12:05	昼食	12:55 ~ 13:55	休憩	14:00 ~ 15:00	休憩	15:05 ~ 16:05	休憩	16:10 ~ 17:10
	受付	開講式	保護具に関する知識 (2時間)				作業環境の改善方法に関する知識 (4時間)						
		講師：新垣 武二											
30日 (水)	9:40 ~ 10:00 (20)	10:00 ~ 11:00	休憩	11:05 ~ 12:05	昼食	13:05 ~ 14:05	休憩	14:10 ~ 15:40	休憩	15:45 ~ 17:15	休憩	17:20 ~ 18:20	
	受付	60	5	60	60	60	5	90	5	90	5	60	
		関係法令 (2時間)				健康障害及びその予防措置に関する知識 (4時間)						休憩	修了試験 (1時間)
講師：新垣 武二				講師：打出 啓二							基準協会		



宮古建設会館